

会議名 (審議会等名)		川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2322)		
開催日時		17年5月2日(月) 19時00分～20時00分		
開催場所		202会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 田中清 若松省吾		
	その他			
	事務局	総務部長、行政室長、総務課長、総務課長補佐及び総務課主査		
傍聴の可否		○可・不可・一部不可	傍聴者数	14人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1) 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条の受理要件の適否について (2) 平成17年調査請求第1号及び平成17年調査請求第2号の取扱いについて (3) 第2回川西市政治倫理審査会の開催日等について (4) その他		
会議結果		(1) 同一調査請求者から調査請求が2件請求されたが、被調査請求者柴生進市長に係る政治倫理基準違反調査請求を平成17年調査請求第1号とし、被調査請求者安田末廣市議会議員に係る政治倫理基準違反調査請求を平成17年調査請求第2号とした。 (2) いずれの調査請求も受理要件として適法であることを確認し、審査を進めることとした。 (3) 調査請求第1号と調査請求第2号とを分離審査することとした。 (4) 審査会、調査請求者及び被調査請求者それぞれに意見書又は証拠資料をできるだけ早い時期に提出するよう求めた。 (5) 次回開催日時は、7月4日(月)、調査請求第1号は午後7時から調査請求第2号は午後6時から行うこととした。		

会長 開催する前に答弁書が出ましたので、委員に回覧しますからしばらくお待ちください。

(しばらくの間休憩)

ただいまから川西市政治倫理審査会を開催します。

今回の違反事件ということで市長と議員に対して出されておりました、その関係で、まず、会議開催の要件として、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の3分の2以上の出席が必要です。

本日、全員出席でありますので、会議開催要件は満たしています。

当審査会は、原則公開で行いますが、個人名については、その個人の権利利益の侵害を来すことの無いよう、配慮いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴者が、守っていただくルールについて、説明いたします。

まず、傍聴者は、会議中私語を慎んでいただき、議事の障害になるような行為はしないこと。

次に、委員等の発言に対して、拍手などで賛否を表明するなどの行為をしないこと。傍聴者の録音若しくはテープの持ち込みはしないこと、写真撮影等は始まる前はいいですけど、始まったらしないこと。そして、最後に傍聴者は、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

それでは、調査請求のあった倫理基準違反の審査に入ります。次第第1号 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条の受理要件の適否についてであります。

今回、平成17年3月28日付けで同一調査請求者から調査請求が2件請求されておりますが、被調査請求者 柴生進市長に係る政治倫理基準違反調査請求を平成17年調査請求第1号とし、被調査請求者 安田末廣市議会議員に係る政治倫理基準違反調査請求を平成17年調査請求第2号とします。

審査請求には、市民50人以上の連署をもって行うこととなっておりますが、署名数について審査した結果を事務局から報告していただきます。

事務局 調査請求の適否の審査のうち、署名数につきまして、調査した結果を報告いたします。

川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条において市民50人以上の連署をもって調査請求することとなっておりますが、ここでいう市民とは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民と定義付けております。従いまして、まず、年齢が20年以上であること、次に引き続き3ヶ月以上川西市に住所を有していること、この2点が要件となります。

これを、今回の調査請求に当てはめると、平成17年調査請求第1号及び第2号の請求年齢要件につきましては、昭和60年3月29日以前に出生の者、3ヶ月要件につきましては、平成16年12月28日以前に転入届のあったものなどございます。

以上の2点につきましては、選挙管理委員会の選挙人名簿等を4月8日において

閲覧し、調査いたしました。

次に、政治倫理基準違反調査請求における署名簿は自署となっておりますので、同一家族の者の署名が同一筆勢で数個ある場合は、その一つを有効とし、他は無効とするなどで調査を行いました。

以上の基準で調査いたしました結果、

平成17年調査請求第1号においては、提出署名数59、有効署名数54、無効署名数5、でありました。なお、無効署名数の内訳は、自署でない者5であります。

次に、平成17年調査請求第2号においては、提出署名数59、有効署名数57、無効署名数2、でありました。なお、無効署名数の内訳は、自署でない者2であります。

したがって、市民50人以上の連署要件には、いずれの調査請求も合致しているものであります。

以上で署名数についての報告を終わります。

会長 川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例第6条の受理要件として適法であることを確認し、審査を進めることとします。

次に、調査請求者から、どういう理由で政治倫理基準違反があるのかということをお簡単に説明願いますか。

調査請求者 簡単に土地の履歴の紹介をさせていただきます。本件マンションが建っております土地は、昭和51年11月30日に神戸地方法務局伊丹支局に地積測量図が届けられております。1484.56平方メートルであります。この土地は、昭和63年5月10日に売主さんが西洋環境開発で、買主さんが(株)西洋フードシステムズ、ここへ売却されております。この土地が平成12年1月12日に(株)西洋フードシステムズという会社から東急不動産(株)に売却されております。この土地が平成12年1月25日錯誤があったと、境界の確定に間違いがあったということで、1933.44平方メートルに川西市長の境界協定図に捺印された図面を元に神戸地方法務局伊丹支局の地積測量図が1933.44平方メートルに訂正されております。わずか東急さんに所有権が移りましてから13日ほどで川西市の境界協定図が作成されて、法務局の地積測量図が訂正されておるとするのは、昭和51年11月30日に提出されております地積測量図が間違いがあったということで、なぜ13日でこういうことが実現したのか、不可解なことであります。

次に、平成12年1月25日第1回目の錯誤が出されて、わずか1ヶ月で2度目の境界の錯誤があった。面積が2004.02平方メートルに訂正されている。したがって、この土地には法務局に3枚の地積測量図がある。

それと、本件マンションは、当初7階建ての建設計画で地元の説明会等があった模様であります。住民がグリーンハイツの景観を損ねるとということで、自治会その他住民団体等が短期間で9千余名の署名を集められ、高層マンション反対の行政指導等の陳情をなさっておりますが、その陳情の受理書に市長さんを初め、助役さん、はんこ押されているじゃないですか。最終的に3階建てのマンションが出来上がったと。

それで、私も多田グリーンハイツの自治会の一員でございまして、市の市長さんと議長さんのご家族がこのマンションを買っておられると、境界の錯誤ということで住民監査請求もいたしました。この緑台4丁目8-64に付随しております三方の土地は、川西市の緑地であり、市民の土地でございまして。端的に言いますと市の土地の境界に間違いがあるという市長さんのはんこだけで、500平方メートル余りも民間業者のマンション建設用地になった。人間のすることによって誤りもあります。境界に誤りがあったと、2平米や3平米ぐらいの間違いはあるかも知れませんが、500平方メートルという数字が間違いがあったと、これに接しております緑地の土地は住宅地造成事業に関する法律とか、開発許可とか、シビアな条件の元に市に移管された土地でございまして、非常に境界の確定に不明瞭なことがあると、こういう不明瞭な土地の開発によって建設されたマンションをどうして市の関係者が買われるのか、非常に疑問に感じましたので本件審査の請求をさせていただいた次第でございまして。以上でございます。

会長 次に、平成17年調査請求第1号及び平成17年調査請求第2号の取扱いについてですが、被調査請求者、違反する疑いがあると認められる政治倫理基準、政治倫理基準違反の内容が違いますので、これらを時間をずらすなどの方法で分離して審査を進めていきたいのですが、どうでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 全会一致により、平成17年調査請求第1号及び平成17年調査請求第2号を分離して審査して参ります。

今日は、安田議員の方、調査請求第2号になるかと思いますが、審査していきたいと思っております。今の申立てに対して、意見書もご用意されているので意見をお願いします。

第2号被調査請求者代理人 弁護士の服部でございます。意見書を朗読させていただきます。

第1 本件調査請求の内容について、内容は、被調査請求人の妻及び子が平成13年7月19日に、川西市緑台4丁目所在のマンションを購入していることは、別件の市長の調査請求事案と同時期に符号していると、そういうことから「市民全体の代表者として、その名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と定めた本件調査請求に係る条例にふれるおそれがある、というふうな形で調査請求がされたというふうな理解しております。本件調査請求の理由の詳細について、請求人から今、口頭でお聞きしましたが、その詳細は私どもとしてははっきりしないと思っております。先ほど調査請求人が口頭で説明されましたように、川西市が平成12年4月ごろですか、約500平米の土地をマンションの建設用地として提供しているのですかおかしいんじゃないのかということ、そして、そのマンションに被調査請求人の妻及び子がこのマンションを購入している、これがおかしいんじゃないのかというものが調査請求の主旨であるように承ります。

次いで、これに対する被調査請求人の意見でございまして、被調査請求人は、川

西市市議会議員であり、調査請求書記載のとおり市議会議長の職を勤めた者であり、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例を遵守すべきであるということは当然であります。本件調査請求書等を検討すると、なぜ、被調査請求人について、この条例第3条第1項第4号所定の「市民全体の代表としてその名誉と品位を害するような行為」又は「職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」であったとされるのか、少なくとも私のほうでは理解できておりません。先ほど請求人から口頭で説明がありましたが、承っておりますと、請求人が問題があると考えておられるマンションに被調査請求人の親族がそのマンションを購入し、そこに何らかの問題があるんじゃないかというような推測で出されているのかなというふうに推測しております。同条例第6条では、調査請求をするについて「当該政治倫理基準に違反する疑いのあることに関する書面」を添えることとされているようでございます。当然、一般論としてこの同条項の趣旨は、少なくとも、本件のような調査請求を行うについては、条例に違反する疑いの存在を示す資料の添付が要請されているものというふうな条例を理解しているのであります。なぜなら、全く疑惑を裏付ける資料もないところに、調査請求が行われ、審査会の調査が開始されるとすれば、例え市議会議員であって公職に就いているものであったとしても、そのプライバシーが侵害され、不当な結果となることが明らかであります。そういう観点から代理人としては先ほどの条例の趣旨は、そういう趣旨ではないのかなと理解しております。

それを前提で考えますと、この条例の趣旨は、一般の川西市の市民がその一般常識的な判断基準によって疑惑があるのではないかと求めるような、持つような事情があつて初めて支援者がおそれるべきであろう疑惑の存在を裏付けるような資料が全くないにもかかわらず、条例によって審査会が調査をするのは、先ほども言いましたようにプライバシーの関係から問題があると思っております。

したがいまして、私どもの意見としましては、結論として請求人の方のお話はお聞きしましたけれども、問題あるのではないかなと思われるマンション購入したその1点だけで安田議員が問題あるという審査を開催することは、プライバシーの侵害であつて、著しく不当なものであると考えます。ただ、被調査請求人としては当然現在も市議会議員であります。このような請求を受けたことによって、マスコミに大きく載せられ、無用な、不当な疑惑を招いている点もございますので、審査会においてもマンション購入の計画について説明を行つて、何ら問題がない、疑惑を持たれるものは一点もない、その点を説明したいという気持ちであります。

ただ、最後に1点だけ審査会委員の皆さんや御請求された方にもご理解いただきたいのですが、被調査請求人の親族が本件マンションを購入したのは、被調査請求人の親族が結婚後の新居を購入したものであつて、また、調査請求人が市長さん宛に提出されているような境界にあつたということは、全く知らなかったし、今回の新聞報道によって、初めてそういう問題があつたのかと知つたという経緯であります。したがいまして、今申し上げましたように2号事件に関しては、何の問題もないということでありまして。審査会から詳細な説明をせよと言われてれば、売買契約書の

提出も含め、説明する気しております。ただ1点審査会の方をお願いしたいことはプライバシーの侵害というのがあり得る、それを理由として調査に応じないという気はございません。逆に説明してこんな不当な疑惑を晴らしたい。一般論としてこの点は当然配慮されるべきであろうと思っております。以上でございます。

会長 よくわかりました。開催要件の関係で調査請求者の方で出されている資料というのが、新聞記事、自治体の経過報告書それから登記簿謄本ということですが、これ以外で倫理違反の疑いのあるという資料がこれ以外あるのかなのかということですが……。

調査請求者 今の資料以外は特にございません。

会長 審査会としては、開催要件をある程度広くするのかという解釈について、この審査会を開催する前に審査会委員間で、第2号被調査請求者代理人のご意見ももつともなことなんですが、政治倫理審査会としては開催要件をある程度広くするというので、プライバシーに配慮しながら入り口を広くして審査していこうと決議しましたので、審査会としては審査をこのまま続行していきたいと思っております。今後の方針ですが、調査請求者の方で倫理違反の疑いのある資料があれば、単なるマンション購入したということだけでは、審査会としても困りますので、どうして違反になるのかはっきり言ってさっぱり分からない。ですから、期日を取りますからはっきりそれを出していただいて、それでないで第2号被調査請求者代理人のいうとおり単なる疑いがあるというだけで、出されると政治的にも大きな問題もありますし、そここのところは次回までに十分よく証拠を検討されて出して下さい。

土地の測量の関係、3項の関係ですね。これも審査会として総務部管財課の方で所管があるようで、市長や議長に権限がなくても総務部管財課でやられるそうなので一応管財課の方で報告書を出していただいて、どういう経過で面積が増えているのかということについて報告書を次回までに出していただいて調査請求者及び被調査請求者に見ていただきます。併せて、調査請求者の方で倫理違反の疑いのある資料を早めに出していただいて、次回期日の少なくとも10日ぐらい前に出して欲しい。それから第2号被調査請求者の方でもプライバシーの関係もございますので、こちらの方もあまりきびしく言いませんが、出していただいたほうが、なるべく早い解決になるかと思っておりますので、できるだけ協力してもらいたいと思っております。

一様第2号につきましては、……………

第2号被調査請求者代理人 会長よろしいでしょうか。契約書のコピーを持ってきているのですが、差し支えなければ今ここで出します。

会長 今日でも、次回でも出していただいた方がいいかと思っておりますので。

第2号被調査請求者代理人 当然のことながら、売買金額等についても塗りつぶしておりません。プライバシーの関係だけ配慮願います。

会長 今後、証拠として採用すると思っておりますが、今日、一応預からせていただきます。よろしいですか。

第2号被調査請求者代理人 はい。

会長 事務局として、総務部管財課の調査はどれくらいかかりますか。

事務局 できましたら、2～3週間ほどいただければ……………

会長 それでは出来次第提出していただきます。

次回期日ですが、会議室の関係で7月4日の月曜日ということで、第2号被調査請求者に係る者を6時から、市長の方は7時からと時間をずらして行います。

一応、2号事件についてはこれで終わります。

(休 憩)

会長 調査請求の内容としては、第2号調査請求と同じですね。

調査請求者 はい。

会長 それは省略させていただいて、朗読したということとします。これについて、今日は市長来られておりませんから、反論といいますが、これを出していただくということと、契約書はできれば出していただきたいと、審査会として要望しておきます。

それから、審査請求者の方で両方ともそうなんですが、さっき言いましたとおり、倫理違反がどういうことからあるのですかということ、もちろん測量により非常に面積が大きくなっていることだけを見ますと、おっしゃることは理解できるんですが、その行為と市長とか議員との結びつきとか因果関係がないと誰が見ても疑惑とは言えないと思うんですがね。そここのところを意見書でもいいですから証拠がいます。証拠と併せてご自分の意見できるだけ早く出してください。市長としては反論をいただくこととします。先ほどの7月4日午後7時から市長の関係は行いたいと考えております。調査請求者の方でしかるべき証拠がないと場合によっては次回で結審するかもしれませんし、そここのところは理解してください。今のままではどうしてかなというのが、正直ありますので、よく理解してください。今日はこれで終わります。